平成２８年（フ）第４９号
青森市千刈４丁目４番13号
債務者　山川　　勇
1　決定年月日時　平成28年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５０号
青森県黒石市大字乙徳兵衛町42番地２
債務者　渡辺　俊介
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第５１号
青森県黒石市大字乙徳兵衛町42番地２
債務者　渡辺　敏枝
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第３９号
神奈川県横須賀市衣笠栄町２丁目15番地３
クリエイト衣笠806
債務者　渡邉　　正
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第２００号
神奈川県平塚市袖ケ浜３番36号　奥野アパート201号
債務者　小林　悦弘
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２０号
山口県周南市慶万町９番Ｆ―202号
債務者　生田真奈美
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第３３号
山口県周南市大字徳山8406番地の１　県営住宅２―205号
債務者　杉江　秀美
1　決定年月日時　平成28年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
山口地方裁判所周南支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１８２号
茨城県土浦市中村南５丁目12番17号
破産者　榎木　琢美
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第３７９４号
奈良県生駒市喜里が丘１丁目11番12号
破産者　森田　友久
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６９号
奈良県桜井市大字太田103番地の14、開始決定時の住所奈良県北葛城郡広陵町みささぎ台38番16号
破産者　小原彌一郎
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１９２号
奈良県宇陀郡曽爾村大字伊賀見2621番地の10
破産者　岩井　清一
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１９３号
奈良県宇陀郡曽爾村大字伊賀見2621番地の10
破産者　岩井富貴代
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２５５号
群馬県前橋市文京町３丁目17番１号
破産者　小見山享之
1　決定年月日　平成28年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第４４１号
静岡市駿河区手越417番地の１
破産者　寺尾　愼一
1　決定年月日　平成28年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３３号
名古屋市千種区春岡１丁目13番３号　シャリエ春岡１丁目501号
破産者　大久保　賢
1　決定年月日　平成28年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２２６号
愛知県知多郡美浜町大字布土字上村113番地
破産者　籾山　幸光
1　決定年月日　平成28年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０７７号
愛知県津島市立込町１丁目35番地１、住民票上の住所名古屋市中村区向島町２丁目11番地
破産者　木下　力夫
1　決定年月日　平成28年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部